富士市屋外広告物条例のしおり

富士のふもとの広告づくり

お問い合わせは
富士市都市整備部建築土地対策課土地埋立対策室
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番地
Tel:0545（51）0123
URL:http://www.city.fuji.shizuoka.jp

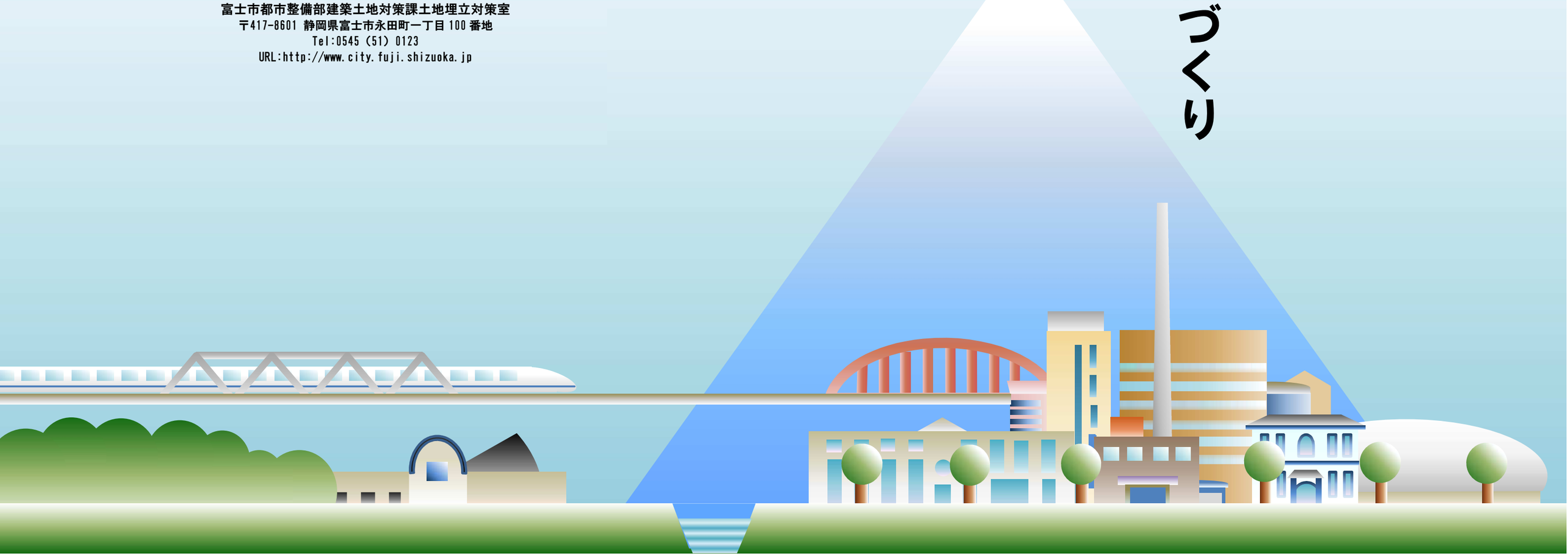

１０．広告物を表示・掲出する場合の義務等

●許可証（条例第 15 条）

許可を受けた広告物には、許可証を広告物の見やすいところに必ずつけてください。

●管理義務（条例第 16 条）

屋外広告物は、年月の経過に伴い劣化していくため、補修やその他必要な管理を行わなければなりません。このため、広告物の設置者又は管理者には、広告物を常に良好な状態に保持するよう管理することを義務化します。

●除却義務（条例第 19 条）

違反広告物の放置を防止するため、許可期間が満了し、更新許可申請を行わないもの、若しくは、許可が取り消されたもの、又は設置の必要がなくなったものについては、それを遅滞なく除却することを義務化します。

●罰則（条例第 31 条、第 32 条、第 33 条）

次のような場合は、50 万円以下、30 万円以下又は 20 万円以下の罰金に処せられることがあります。

- 措置命令に違反したとき
- 地域規制や物的規制に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- 管理等義務（除却義務等）に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- 市長からの報告や資料提出の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をし、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

９．規制地域以外の基準等

●景観形成型広告整備地区（基準上乗せ）（条例第7条）

特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、景観形成型広告整備地区として指定することができます。

●抑制地域

無指定地域については、広告物の集中する恐れが少ない地域ですが、良好な緑地景観や田園風景が広がる地域であるため、第１種特別規制地域の許可基準やデザイン指針に基づき誘導していくものとします。

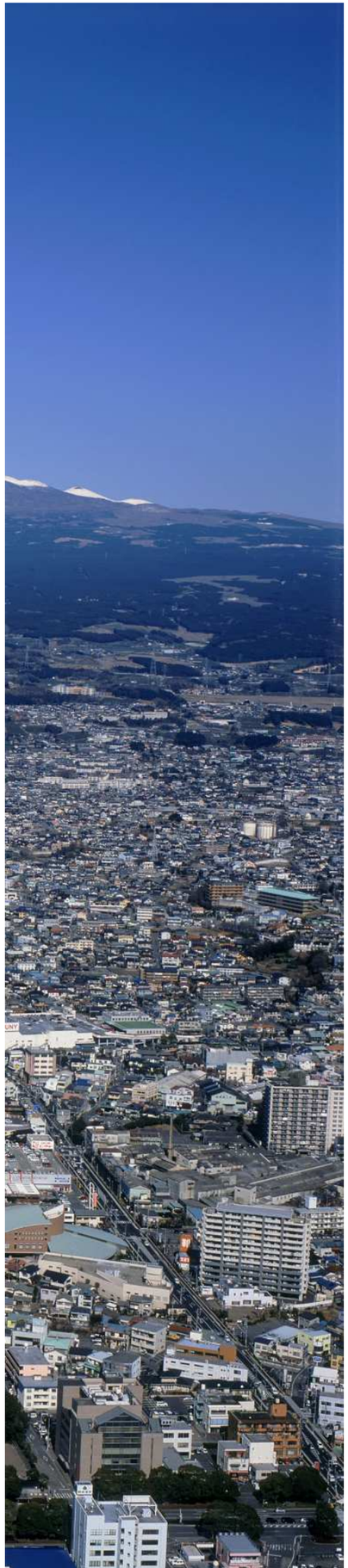

はじめに

屋外広告物は、わたしたちの日々の経済活動や市民活動等において、様々な情報を提供する伝達手段として親しまれ、まちの景観の一部を構成する要素としても重要な役割を果たしております。

しかし、広告物が無秩序、無制限に氾濫しますと、まちの景観を損ない、広告物による事故が心配されることにもなります。

そのため富士市では、広告物を身近な情報手段としてはもちろん、良好な景観形成・風致の維持・富士山の眺望の保全・公衆に対する危害の防止・賑わいある景観の創出などに寄与する安全性の高いものとしていくため、富士市屋外広告物条例を定めております。

この「しおり」は、広告物を掲出するにあたってのルールを、関係者の方はもとより、広く市民の皆様にご理解していただくことを目的として解説したものです。

わたしたちのまち『富士市』を、さらに魅力的で住みよいまちとしていくため、皆様のご協力をお願いいたします。

目 次

はじめに……2
１．屋外広告物とは……3
２．禁止物件……4
３．禁止広告物等……4
４．規制地域……4
５．適用除外広告物……6
６．屋外広告物規制図……7
７．許可基準……9
８．許可の申請手続……11
９．規制地域以外の基準等……13
10．広告物を表示・掲出する場合の義務等……14

注：屋外広告物の基準等の詳細については、**条例及び規則**をご覧ください。また、広告物等の設置を計画される場合には、富士市建築土地対策課に事前のご相談をお願いいたします。

1．屋外広告物とは

屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」

を指し、内容が営利的な広告かどうかは問いません。

具体的にはこのようなものがあります

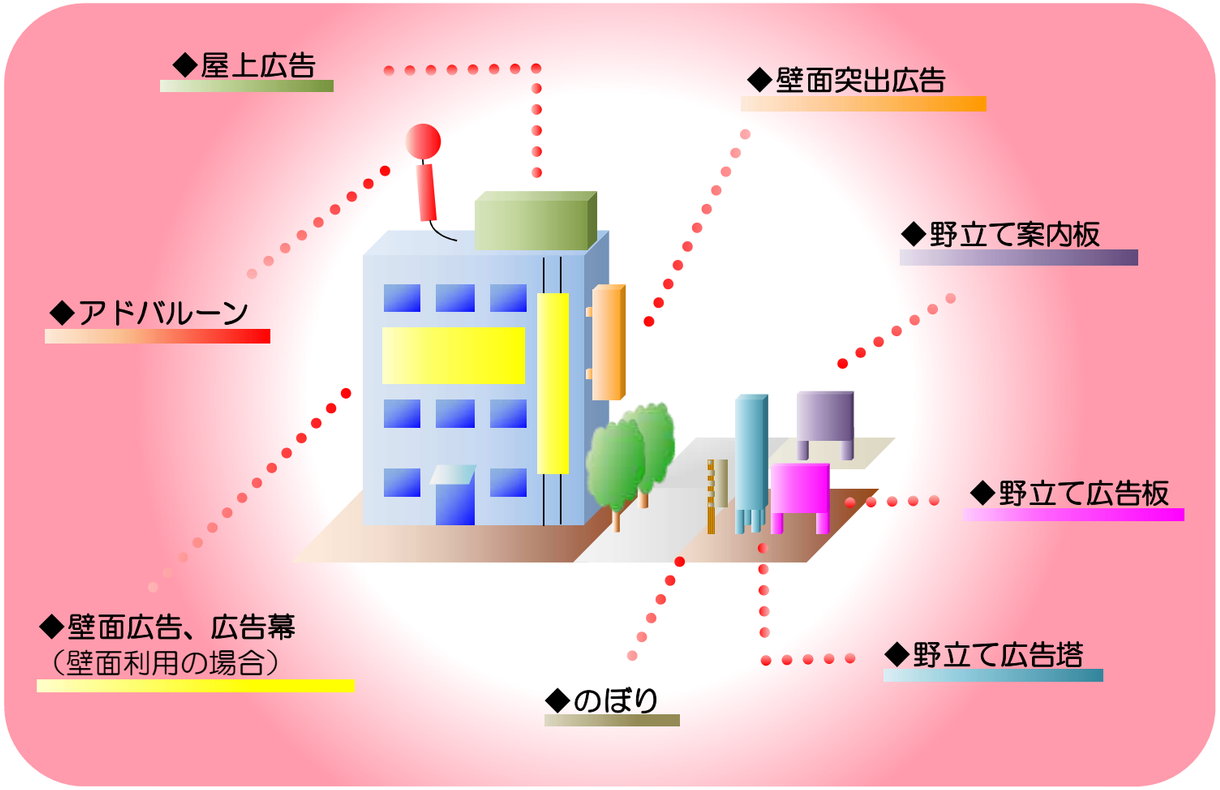

※電柱広告、はり紙、はり札等も含まれます。 ※文字で表示されていない絵、商標、シンボルマーク等も含まれます。

区　　分

自家広告物	道標・案内図板	管理広告物	一般広告物
自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示するもの	広告物に、矢印や案内図などを掲載し、誘導を図るもの	土地や物件の所有者または管理者が、管理上の必要に基づき表示するもの	自家広告物や案内図板、管理広告物などに該当しないもの

●必要書類

書類は、２部（正本１部、副本１部）ご用意ください。　　○は必須、△は該当する場合のみ

種類	注意事項等	新規	更新	変更	滅失	除却
申請書・届出書	①屋外広告物許可申請書 申請不要面積を超える屋外広告物等を設置する場合。 ②屋外広告物許可期間更新申請書 許可期間を更新する場合。 ③屋外広告物変更（改造）許可申請書・ 屋外広告物等を変更する場合。 ④屋外広告物滅失届出書 複数ある屋外広告物等の一部を滅失した場合（ご相談ください）。 ⑤屋外広告物除却届出書 設置している屋外広告物等をすべて除却した場合。	○	○	○	○	○
各種変更届	①屋外広告物設置者変更届出書 設置者を変更する場合。 ②屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者の住所、氏名等変更届出書 それぞれの住所（所在地）や氏名（法人名）を変更する場合。		△	△		
堅ろうな広告物管理者設置（変更）届出	堅ろうな広告物（工作物の確認申請が必要な広告物）については、必ず届出が必要です。また、管理者は屋外広告業の登録をした者、屋外広告物講習会修了者等に該当する者でなければなりません。登録の写し又は終了証書の写しを添付してください。	△	△	△		
工作物の建築確認通知書（写し）	工作物の高さが４ｍを超える場合、工作物の建築確認申請が必要となります。この場合は、事前に工作物の確認申請を行い、確認済証の写しを添付してください。	△		△		
案内図	住宅地図等を用いて設置位置を表示してください。	○				
配置図	敷地内での広告物の位置及び向きを表示してください。 前面道路と広告物の位置関係がわかるものを用意してください。 建物又は工作物に表示する場合は、これらの位置を図示してください。	○	○			
広告物の仕様及び設計を表す図面	構造、寸法・部材等を示したもの。	○		○		
色彩及び意匠を示す図面	表示の内容（文字・図柄など）を表示する色を用いて図示してください。	○		○		
屋外広告物点検報告書	既存の広告物がある場合は所定の書式に記入してください。	△	○			
現況のカラー写真	広告物を設置する場所全体の様子がわかるカラー写真（広告物を設置してある場合はそのカラー写真。除却・滅失の場合は施工後の写真）	○	○	○	○	○
土地又は建物の使用承諾書（写し）	広告物を設置する土地が借地である場合、又は建物の一部を借りて設置する場合、所有者や管理者の使用承諾書（写し）を添付してください。	△				
道路占用許可書（写し）	広告物を道路占用して設置する場合、占用許可書の写しを添付してください。	△				
地区計画届出書	地区計画区域内に、屋外広告物で高さが３ｍを超え、または表示面積が１㎡を超えるものの表示または掲出のために必要な工作物を建設する場合には、地区計画の届出が必要です。この場合は、届出書を添付してください。	△				
返信用封筒	許可書の郵送を希望する場合。送付先を記入し、切手を貼付したもの。	△	△	△	△	△

●許可申請手数料　（納付書を発行いたしますので、金融機関で納めてください。）

区　分	種　　類	算定単位	許可期間	金　額
第1種	広告塔、広告板その他これに類するもの（照明装置なし）	表示面積5㎡までごとに	3年	2,000 円
第2種	はり札又は立て看板	1枚又は1個につき	6ヶ月	200 円
第3種	広告塔、広告板その他これに類するもの（照明装置あり）	表示面積5㎡までごとに	3年	2,400 円
第4種	はり紙	100枚ごと	6ヶ月	600 円
第5種	電柱類の巻き付け広告、突き出し広告	1組又は1個	3年	450 円

8. 申請手続

●許可申請手続きの範囲

規制地域区分		自家広告物 5㎡以内	自家広告物 10㎡以内	自家広告物 20㎡以内	自家広告物 20㎡超	道標、案内図板	管理広告物	一般広告物
特別規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要（条例第6条第4項）			掲出可 許可申請必要（条例第6条第5項）	5㎡以内掲出可 許可申請不要（条例第6条第2項(2)）	掲出不可
特別規制地域	第2種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要（条例第6条第4項）			掲出可 許可申請必要（条例第6条第5項）	5㎡以内掲出可 許可申請不要（条例第6条第2項(2)）	掲出不可
普通規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要（条例第5条）		掲出可 許可申請必要（条例第5条）	5㎡以内掲出可 許可申請不要（条例第6条第2項(2)）	掲出可 許可申請必要（条例第5条）
普通規制地域	第2種	掲出可 許可申請不要			掲出可 許可申請必要（条例第5条）	掲出可 許可申請必要（条例第5条）	5㎡以内掲出可 許可申請不要（条例第6条第2項(2)）	掲出可 許可申請必要（条例第5条）

●新規許可申請の流れ

事前相談 → 許可申請 → 許可申請手数料納入 → 審査 → 許可 → 施工
事前相談 → 許可申請不要
審査 → 不許可

※ は設置者の手続き

関係法令の事前相談
- 工作物確認申請
- 道路占用許可（所管する道路管理者へ）
- 道路使用許可（所管する警察署へ）
- 地区計画の届出

●こんな時は？

許可期間が満了してしまうが、継続して広告物を掲出したい	申請書は満了月の前月に郵送しますので、更新の許可申請を行ってください。
許可期間中に、掲出している広告物の変更・改造をしたい	変更・改造の許可申請を行ってください。
広告物が損壊した又は広告物を撤去したい	滅失・除却の届出を行ってください。

2. 禁止物件

広告物を表示又は掲出してはならない物件があります（条例第4条）

① 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
② 石垣、擁壁その他これらに類するもの
③ 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
④ 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
⑤ パーキング・チケット発給設備
⑥ 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
⑨ 煙突
⑩ ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
⑪ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
⑫ 景観法第 19 条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第1項の規定により指定された景観重要樹木
⑬ 道路の路面
⑭ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（貼り紙・貼り札等の簡易広告物の掲出禁止）

3. 禁止広告物等

表示又は掲出してはいけない広告物があります（条例第9条）

① 著しく破損し、又は老朽化したもの
② 倒壊又は落下のおそれがあるもの
③ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
④ 交通の安全を阻害するもの

4. 規制地域

広告物の表示又は掲出は、地域によって段階的に規制されています

規制が厳しい ← → 規制が緩い

特別規制地域（条例第3条）
- 第1種特別
- 第2種特別

普通規制地域（条例第5条）
- 第1種普通
- 第2種普通

●特別規制地域（条例第3条）

広告物の表示・掲出は原則できませんが、適用除外の基準や許可基準に適合していれば可能となります

第１種特別規制地域	良好な住環境を保全する地域	• 都市計画法第2章の規定により定められた第１種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	文化財等を保全する地域	• 文化財保護法の規定により指定された建造物の周囲 50m以内の地域及び史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域 • 静岡県文化財保護条例の規定により指定された建造物の周囲 50m以内の地域及び史跡、名勝、天然記念物に指定された地域 • 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木の周囲 50m以内の地域のうち市長が指定する区域
	優れた自然景観等を保全する地域	• 静岡県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域のうち市長が指定する区域 • 森林法の規定により指定された保安林のうち市長が指定する区域 • 県道富士公園太郎坊線・県道富士富士宮公園線（富士山スカイライン）、一般国道 469号から 800mの範囲 • 自然公園法により指定された国立公園の区域（富士箱根伊豆国立公園）
第２種特別規制地域	良好な展望等を保全する地域	• 東名高速道路から 500m（北側は 1,000m）の範囲 • 新東名高速道路から 500m（北側は 1,000m）の範囲 • 一般国道1号、県道富士清水線、県道富士由比線から 500mの範囲 • 一般国道 139 号、一般国道 139 号西富士道路、県道富士裾野線、県道富士白糸滝公園線、県道田子浦港富士インター線、県道一色久沢線、市道本市場大渕線から 800mの範囲 • 東海道新幹線から 500m（北側は 1,000m）の範囲 • 東海道本線から 800mの範囲 • 身延線から 800mの範囲
	市民の憩いとなる公園等	• 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園又は緑地の区域
	文教環境を保全する地域	• 官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

●普通規制地域（条例第5条）

広告物の表示・掲出は原則許可が必要で、許可基準に適合していなければなりません（適用除外のものは許可不要）

第１種普通規制地域	都市環境・住環境を保全する地域	• 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域（第１種特別規制地域、第2種特別規制地域を除く）
	展望等を保全する地域	• 東名高速道路から 1,000m（北側は 1,500m）の範囲 • 新東名高速道路から 1,000m（北側は 1,500m）の範囲 • 県道富士川身延線及び道路から 500mの範囲 • 東海道新幹線から 1,000m（北側は 1,500m）の範囲
	水辺景観を保全する地域	• 田子浦海岸の海岸線から 500m の範囲
第２種普通規制地域	賑わいを創出する地域	• 都市計画法第2章の規定により定められた商業地域のうち市長が指定する区域 • 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域（容積率 300%以上）のうち市長が指定する区域

詳細は建築土地対策課までお問い合わせください。

普通規制地域の許可必要範囲	規制地域区分	自家広告物	道標・案内図板	管理広告物	一般広告物
	第１種普通規制地域	10 ㎡を超える場合 許可申請が必要	すべて 許可申請が必要	許可申請不要 （5㎡以内掲出可）	すべて 許可申請が必要
	第２種普通規制地域	20 ㎡を超える場合 許可申請が必要	すべて 許可申請が必要	許可申請不要 （5㎡以内掲出可）	すべて 許可申請が必要

第1種普通規制地域の許可基準

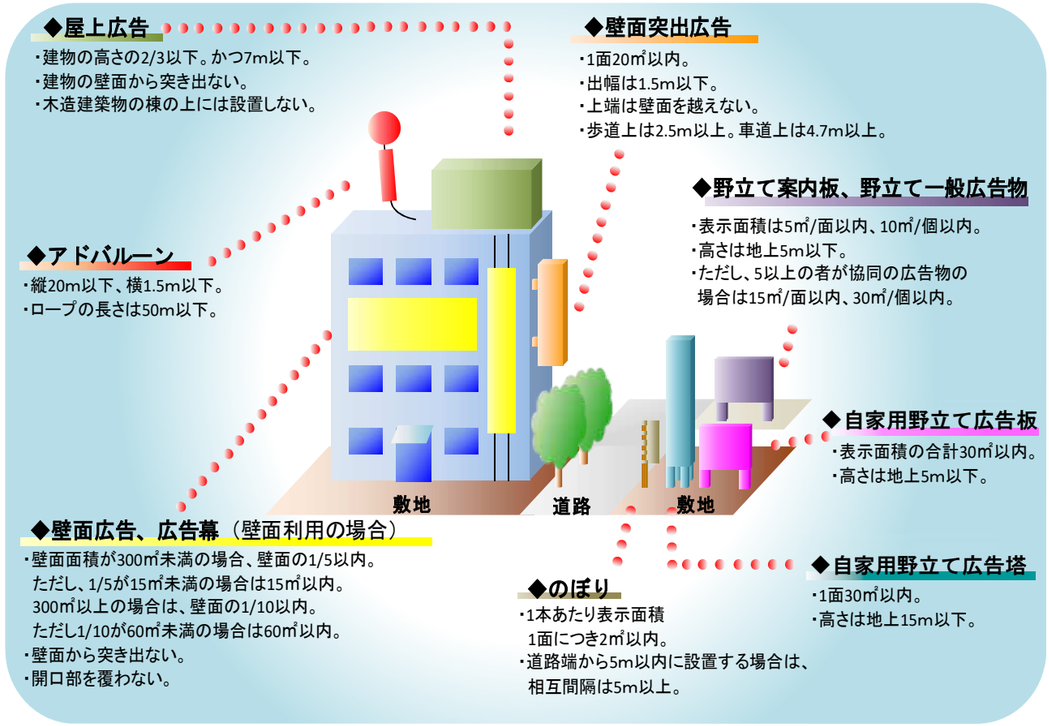

第2種普通規制地域の許可基準

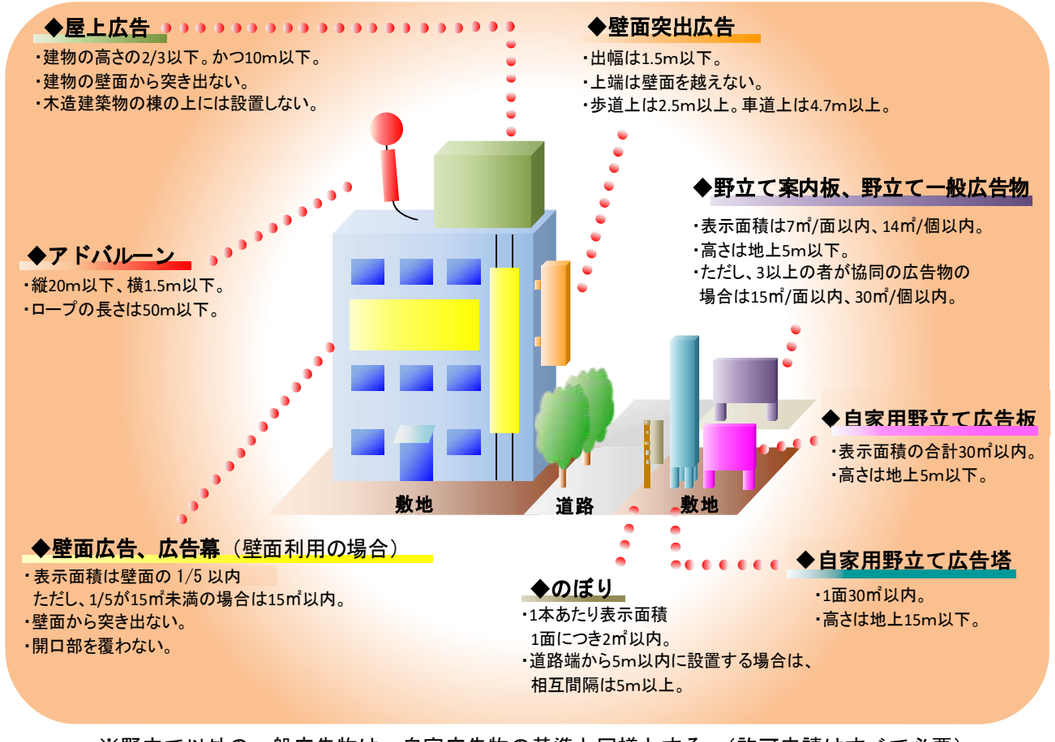

※野立て以外の一般広告物は、自家広告物の基準と同様とする。（許可申請はすべて必要）

7. 許可基準

広告物の表示・掲出は、各地域の許可基準に適合していなければ許可されません。

特別規制地域の許可必要範囲	規制地域区分	自家広告物（一事業者、営業所等当たりの表示面積の合計）	道標・案内図板	管理広告物（一敷地、物件あたりの表示面積の合計）	一般広告物
	第１種特別規制地域 第２種特別規制地域	5㎡を超える場合 許可申請が必要	すべて 許可申請が必要	許可申請不要 （5㎡以内掲出可）	掲出不可

第1種特別規制地域の許可基準

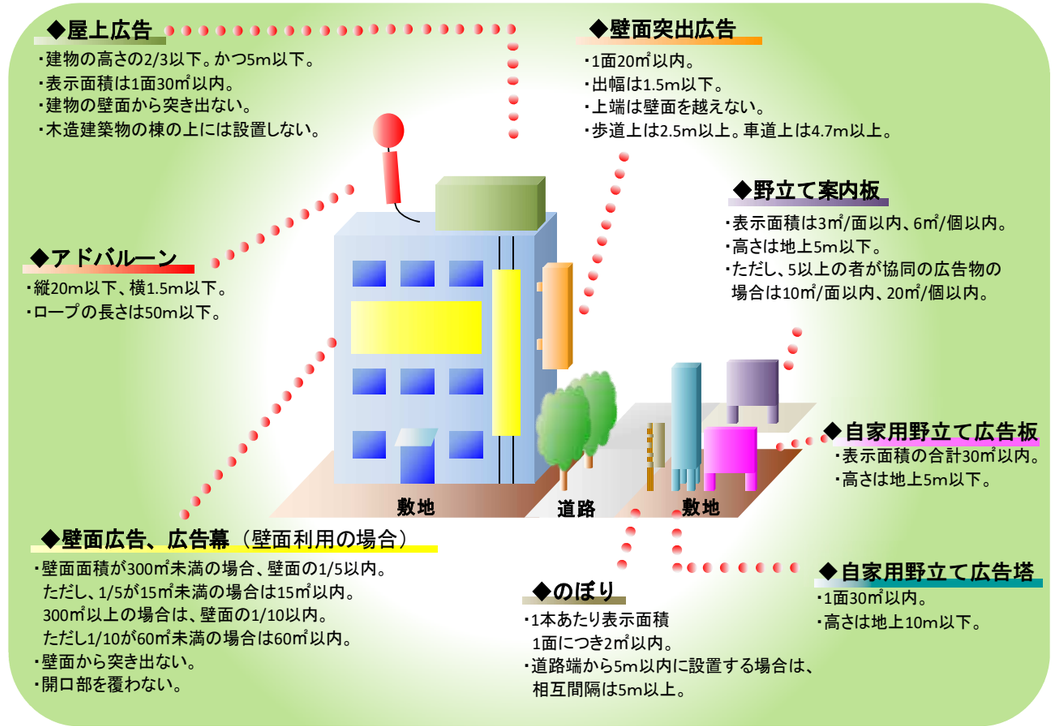

第2種特別規制地域の許可基準

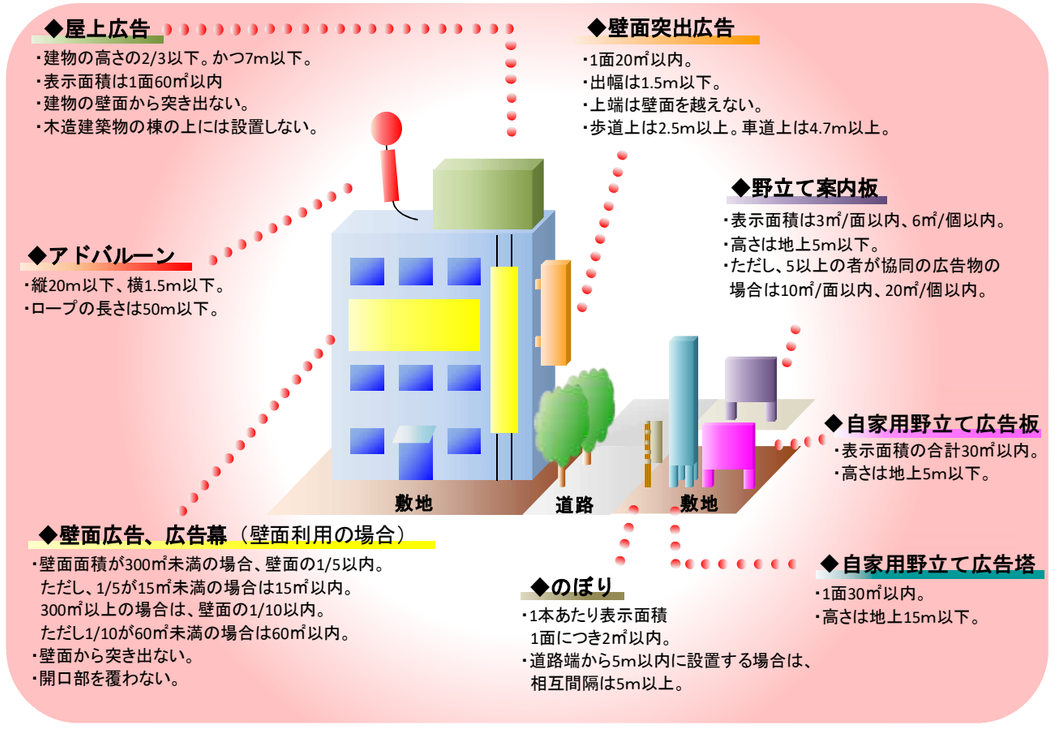

5. 適用除外

特別・普通規制地域、禁止物件にも掲出できる広告物があります

（条例第6条）

適用除外される広告物の要件	特別規制地域（第3条）		普通規制地域（第5条）		禁止物件（第4条第1項）	
	許可	基準	許可	基準	許可	基準
1項1号 **【法定屋外広告物】** 〇法令の規定により表示・設置するもの	不要	なし	不要	なし	不要	なし
1項2号 **【国、地方公共団体による表示】** 〇公共的目的をもって表示・設置するもの	不要	あり	不要	あり	不要	あり
1項3号 **【選挙運動のための表示】** 〇公職選挙法による選挙運動のために使用するもの	不要	なし	不要	なし	不要	なし
1項4号 **【寄贈者名等】** 〇公益上必要な施設や物件のうち、市長が指定するものに寄贈者名等を表示するもの	不要	あり	不要	あり	不要	あり
1項5号 **【公共管理広告物】** 〇水道管・下水管・送電線・電話線・ガス管・その他地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示するもの	不要	なし	不要	なし	不要	なし
2項1号 **【自家広告物】** 〇自己の氏名・名称・店名・商標・事業内容等を、自己の住居・事業所・営業所等に表示・設置するもの	不要	あり	不要	あり	表示・設置不可	
2項2号 **【管理広告物】** 〇自己の管理する土地や物件に、その所有者・管理者が管理上の必要に基づき表示・設置するもの	不要	あり	不要	あり	表示・設置不可	
2項3号 **【仮囲い】** 〇工事現場の板塀その他これらに類する仮囲いに表示するもの	不要	あり	不要	あり	表示・設置不可	
2項4号 **【冠婚葬祭、祭礼等】** 〇冠婚葬祭・祭礼等のため、一時的に表示・設置するもの	不要	なし	不要	なし	表示・設置不可	
2項5号 **【講演会・展覧会・音楽会等】** 〇講演会・展覧会・音楽会等のため、その会場の敷地内に表示・設置するもの	不要	なし	不要	なし	表示・設置不可	
2項6号 **【電車・乗合自動車】** 〇電車・乗合自動車に表示するもの	不要	あり	不要	あり	表示・設置不可	
2項7号 **【人・動物・車両・船舶等】** 〇人・動物・車両（電車又は乗合自動車を除く）・船舶等に表示するもの	不要	なし	不要	なし	表示・設置不可	
2項8号 **【公共掲示板】** 〇地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの	不要	なし	不要	なし	表示・設置不可	
2項9号 **【掲示板】** 〇町内会・自治会等の団体が設置する掲示板で規則で定める基準に適合するもの、及びこれに表示するもの	不要	あり	不要	あり	表示・設置不可	
3項1号 **【禁止物件に表示する自家広告物】** 〇禁止物件（送電塔・送受信塔・照明塔、煙突、ガスタンク・水道タンク等）に、表示・設置する自家広告物	要	あり	要	あり	不要	あり
3項2号 **【禁止物件に表示する管理広告物】** 禁止物件に、その所有者・管理者が管理上の必要に基づき表示するもの	不要	あり	不要	あり	不要	なし
4項 **【自家広告物等、電車・乗合自動車】** 〇自家広告物等、電車・乗合自動車に表示するもので、2項1号、2項6号で定める基準に適合しないもの	要	あり	要	あり	表示・設置不可	
5項 **【案内広告物】** 〇道標・案内図板・その他公衆の利便に供することを目的とするもの	要	あり	要	あり	表示・設置不可	

6. 屋外広告物規制図

凡　例

第１種特別規制地域		第１種低層住居専用地域、２種低層住居専用地域
		文化財･景観重要建造物等
第２種特別規制地域		主要な道路･鉄道及びその沿線
		官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
第１種普通規制地域		
第２種普通規制地域		商業地域、近隣商業地域（容積率 300%以上）
抑制地域		市街化区域以外で上記規制地域外の区域
景観形成型		規制エリア
広告整備地区		景観上重要な道路
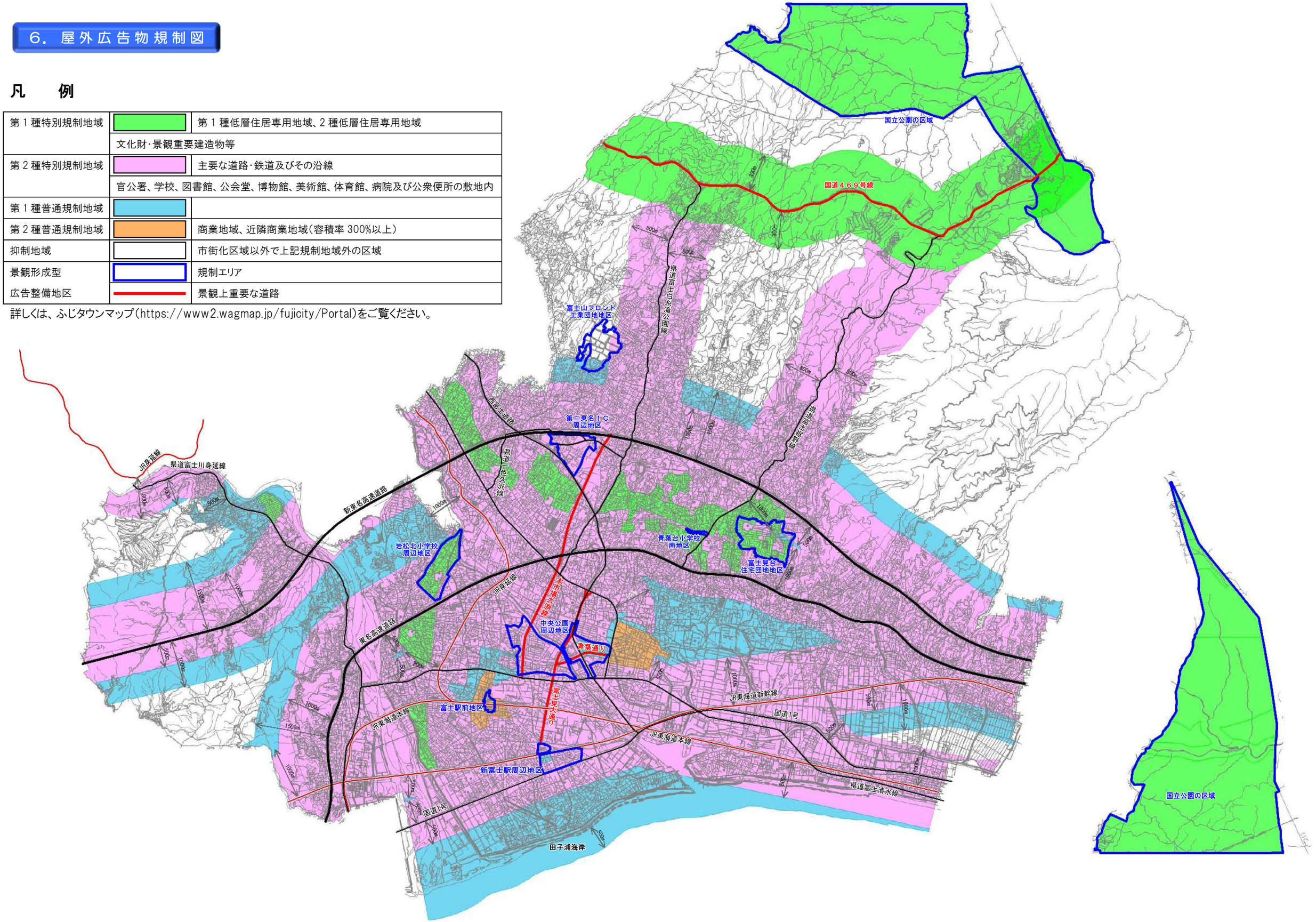
詳しくは、ふじタウンマップ(https://www2.wagmap.jp/fujicity/Portal)をご覧ください。